

### 第4回内子町議会議員研修会

10月22日、内子町議会議員18人が出席し「第4回内子町議会議員研修会」を開きました。

今回は、民主党政権が見直しを行った総額約15兆円の国の補正予算（臨時交付金）の内子町分（約5億3千300万円）への影響、予算・決算の状況および財政の健全化、限界集落の現状と国の集落支援員制度について、町の担当者から説明を受け、研修しました。

#### 「予算構成と編成」「国の補正予算見直しの影響」について

総務常任委員 泉 浩壽ひろと

研修会に先立って、下野総務常任委員長から研修内容について意見を求められ、「新人議員としては、やはり町の家計簿が一番です」と述べたところ、委員長の配慮により今回の研修となりました。

#### ①予算はどうなっているのか

財政運営の基本的な課題は、政策目的を達成するために、与えられた条件の下でいかに適切かつ効率的に

事業を行うかにかかっています。そのためには、計画的に執行していく制度、すなわち予算制度が必要といふことです。

予算とは、法律に基づいて普通地方公共団体の長が作成し、議会の議決を要件として成立する一会計年度の財政行為の準則です。主に当該会計年度の収支の見積もりであり、歳入・歳出の予定準則をいいます。

今回は予算の構成について詳しく説明し、そのほかは項目のみとします。

#### ◎予算を構成する7項目

(1)歳入歳出予算 一般的に収入と支出に係る予算のこと。

があつても対象外となっていた。(4)公営企業にも早期是正機能がなかった。

これらの課題を踏まえて「健全化段階（指標の整備と情報公開の徹底）」「早期健全化段階（自主的な改善努力による財政健全化）」「再生段階（国などの関与による確実な再生）」の3段階で確認するため、平成19年に法律が改正されました。これにより、監査委員の審査を受け、その意見を付けて議会に報告し、公表することが義務付けられました。

指標には「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」「実質公債費比率」「将来負担比率」、企業会計における資金不足の比率を示す「資金不足比率」があります。この5つの指標で判断する基準が「早期健全化基準（通称イエローカード）」と「財政再生基準（通称レッドカード）」です。

内子町の比率は「広報うちこ」10月15日号に掲載されていましたが、健全な数字となっていることにホッとしていたところでした。

県内市町と比べると、次の表のように、内子町は中の中くらいに位置しているのではないかと思います。

いずれにしても、内子町が財政再建団体とならないよう、わたしたち議員もしっかり事業執行を選択しなければならぬと感じました。

(2)継続費 数年度にわたって支出する経費。大型事業など完成に数年を要する事業について、初年度に経費の総額と年割額を定め、一括して議会の議決を得る。地方自治法第212条に定められ、会計年度独立の原則の例外となる。

(3)繰越明許費 歳出予算の経費のうち、性質上または予算成立後の理由によって年度内に支出が終わらないと見込まれるものについては、予算の定めるところにより、翌年度に繰越して使用することができる経費。同法第213条に定められ、会計年度独立の原則の例外となる。

(4)債務負担行為 同法第214条により、歳出予算の金額・継続費・繰越明許費を除き、市町村が将来の財政負担を伴う債務を負うためには予算で債務負担行為を定めておかなければならない。歳入・歳出予算、そのほかの予算とともに、議会の審議事項となる。

(5)地方債 地方公共団体が資金の借入れによって負う債務で、その返済が一会計年度を超えるものをいう。同法第230条に「地方公共団体は予算で定めるところにより地方債を起すことができる」とある。定める内容は、起債の目的、限度額、起債の方法、利率および償還の方法で、地方債を財源にする事業は、地方財政法第5条に定められている。

(6)一時借入金 会計年度中に、収入と支出の時的な不一致などから現金が不足した場合に、その資金繰りのために行う銀行などからの借入金という。借入金は、年度内に償還しなければならない。

(7)流用 予算科目は「款」「項」「目」「節」から構成される。款と項は議決科目と呼ばれ、その間の流用は原則としてできない。目と節は執行科目と呼ばれ、流用が可能。

#### ◎予算の原則

- ・ 総計予算主義の原則
- ・ 会計年度独立の原則
- ・ 予算の事前決議の原則
- ・ 予算公開の原則
- ・ 予算統一の原則
- ・ 予算単一主義の原則

#### ◎予算の編成

当初予算 年度開始前に議会の議決を受ける。

補正予算 予算の調製後、災害などやむを得ない事情の発生による場合に、原則として年4回開催される定例議会に提案することができる。

#### ◎予算の繰越

- ・ 継続費の通次（順次）繰越
- ・ 繰越明許費の繰越
- ・ 事故繰越

#### ②21年度国の補正予算（臨時交付金）

21年度臨時交付金における内子町の各種事業（総額5億3千300万

割）。その中で10年以内に消滅すると思われる集落が423、いずれはなくなるとされる集落2千220あるということだ。

驚くことに、内子町では27集落が「限界集落」であることが分かります（21年7月9日調査）。

内子町には152の行政区、集落があります。稲本町長も限界集落対策を重要な行政課題と位置付け、若手職員20人による「限界集落実態調査検討委員会」を9月上旬に立ち上げ、実態調査から手掛けようとする取り組みはじめたようです。わたしたち議員も、町民の代表として、町民の目線で行政と一緒に対策を講じていかなければと思います。

#### 内子町が 財政破たんしないために

総務常任委員 中本 勇いさむ

①内子町の財政は大丈夫か  
内子町は、昭和30年の「昭和の大合併」で5カ町村が合併して誕生しましたが、その3年後に財政破たんをおこしました。また旧小田町も昭和53年に財政再建団体となった歴史があります。

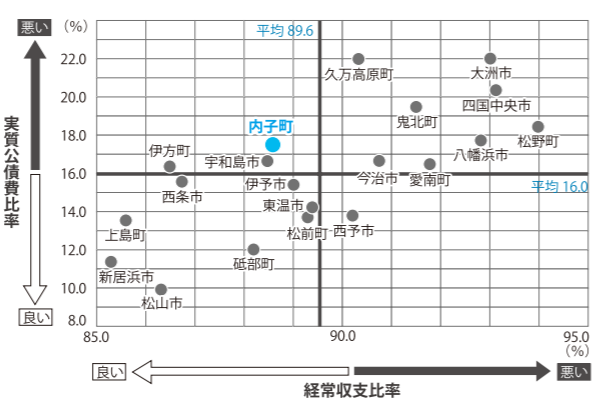
北海道夕張市が財政破たんし、財政再建団体となったことをきっかけに、国は地方財政再建促進特別措置法を50年ぶりに見直しました。これは次に掲げるように、今までの制度の課題がでてきたためです。

(1)分かりやすい財政情報の公開などが不十分だった。

(2)再建団体の基準（赤字比率20割以上）のみで早期是正機能がなかった。

(3)普通会計を中心にした収支の指標のみで、負債などの財政状況に課題

■財政健全化判断比率クロス表（20年度決算）



#### ②内子町の限界集落の現状

「限界集落」の定義は、高知大学で林業を研究していた大野晃教授が平成3年に四国の山村で調査を行った際に、安い輸入材に押されて林業が衰退し、過疎化・高齢化が進んで65歳以上の高齢者が集落人口の半数を超え、冠婚葬祭をはじめ道づくりなどの社会的共同作業もできない、集落の維持管理が限界になっている状態を名付けました。

19年に、国土交通省と総務省は共同で集落の現況調査を行いました。その結果によると、全国の過疎地域にある6万2千273集落のうち、限界集落が7千878集落（12.6

■内子町内の限界集落（21年7月9日調べ）

行政区	高齢化率	行政区	高齢化率	行政区	高齢化率
山鳥坂	100.00	源台	60.98	熊ノ滝	53.52
池田2	81.82	上川上	60.34	祝谷	52.78
池田1	78.57	上日ノ地	60.32	石畳7	52.52
下白杵	70.59	野村	56.86	豊秋町	52.27
北浦	67.86	乙影山	56.82	立川中央	51.92
白杵中	67.50	大平	55.88	中田渡1	50.72
東組	66.67	上川西	54.17	長田	50.69
中田渡4	63.64	北深	54.05	道徳	50.00
八代	61.61	上田渡谷	53.85	日野泉	50.00